

荒川区町会連合会会議次第

1 会長あいさつ

2 区民生活部長あいさつ

3 議題

(1)関係団体からの依頼事項

- ①令和8年度(第76回)“社会を明るくする運動”の実施について
(“社会を明るくする運動”荒川区推進委員会) …… 3～6ページ
- ②荒川区環境清掃推進連絡会の総会等について
(荒川区環境清掃推進連絡会) …… 7ページ

(2)区からの依頼事項

- ③カラス除け対策実証実験の実施について
- ④プラスチック回収の実施状況報告について
(清掃リサイクル推進課) …… 8～12ページ
- ⑤第45回あらかわの伝統技術展のポスター掲示について
(生涯学習課) …… 13～14ページ
- ⑥带状疱疹予防接種の実施について
(健康推進課) …… 15～17ページ
- ⑦JOBコーナー町屋及び町屋おしごとテラスのPRポスター掲示について
(経営支援課) …… 18～19ページ
- ⑧令和8年度荒川区表彰規則による被表彰候補者の推薦について
(総務課) …… 20～31ページ
- ⑨町会・自治会の夏季行事の調査について
(広報・シティプロモーション課) …… 32～34ページ
- ⑩令和8年度交通安全運動用品の配付希望調査の実施について
(生活安全課) …… 35～38ページ
- ⑪住居表示における補助番号制度の実施について
(戸籍住民課) …… 39～40ページ

裏面あり

(3) 東京都からのお知らせ

⑫防災備蓄倉庫設置等助成について

⑬まちの応援プロボノチームについて

⑭「町会・マンションみんなで防災訓練」連携事例集について

(地域つなぐ課).....41～60ページ

4 情報交換

各町会長・自治会長 殿

“社会を明るくする運動” 荒川区推進委員会
委員長 滝口 学

令和 8 年度（第 76 回）“社会を明るくする運動” の実施について

令和 8 年度（第 76 回）“社会を明るくする運動” につきまして、下記のとおり実施いたしますのでご報告します。

記

1 運動の趣旨

“社会を明るくする運動” は、昭和 24 年に始まった、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの立ち直りへの理解と協力を呼びかける全国的な運動です。

令和 8 年度（第 76 回）“社会を明るくする運動” では、全国統一テーマとして、「『保護司』をはじめとする更生保護ボランティアを広く知ってもらおう」が掲げられています。

区においても、「あらかわの心」推進運動の趣旨も踏まえながら、「ふれあいと対話が築く明るい社会」「防ごう犯罪と非行 助けよう立ち直り」をスローガンに、地域ぐるみで犯罪や非行の防止、立ち直り支援への理解促進に取り組みます。

なお、7 月は“社会を明るくする運動” の強調月間です。

2 活動の内容

(1) 街頭駅頭宣伝活動

期日 区内 5 地区で実施

7 月 1 日（水）・・・南千住、荒川、尾久、日暮里

8 月 22 日（土）・・・町屋

場所 区内の各駅、都電の停留所付近、商店街など

内容 啓発物品の配布等

(2) 街頭パレード・集会等（予定）

・南千住地区：12 月 6 日（日）午前 10 時 30 分から「社明パレード」

開会式：南千住第二中学校

コース：南千住第二中学校→第一中学校

- ・荒川地区：11月8日（日）午前9時から「社明パレード」
開会式：峡田小学校
コース：峡田小学校→峡田小学校（出発・到着ともに同じ）
- ・町屋地区：8月22日（土）午後2時から 「社明いきいきフェスタ」
会場：ムーブ町屋
- ・尾久地区：6月7日（日）午前10時から「社明パレード」
開会式：尾久小学校
コース：尾久小学校→尾久西小学校
- ・日暮里地区：9月19日（土）午前9時30分から 「社明イベント」
会場：日暮里サニーホール

※このほか、各地区推進委員会による講演会や集会等が開催されます。

各地区の活動の詳細については、各地区の区民事務所へお問い合わせください。

（3）関連事業

- ・あらかわ遊園観覧車のライトアップ
期間：7月3日（金）から5日（日）の午後7時30分から午後8時まで
内容：“社会を明るくする運動”のシンボルカラー（黄色）によるライトアップ
- ・第18回あらかわ「社明」コンサート（事前抽選制）
日時：7月4日（土）午後4時から
主催：荒川区保護司会
共催：“社会を明るくする運動”荒川区推進委員会
問い合わせ：荒川区保護司会サポートセンター（TEL 03-6458-3030）

問合せ（事務局）

子ども家庭部子ども・若者課若者支援係

電話 03-3802-3814（直通）

8 荒社明第 6 号
令和 8 年 6 月 5 日
(公 印 省 略)

各町会長・自治会長 殿

“社会を明るくする運動” 荒川区推進委員会
委員長 滝口 学

防犯ポスターの掲示について（依頼）

日ごろから、“社会を明るくする運動”にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、“社会を明るくする運動” 荒川区推進委員会では、7月の“社会を明るくする運動”強調月間に、同運動の趣旨を周知するため、駅頭広報活動やミニ集会などの事業を予定しております。

また、子どもの安全について地域での関心を高めるため、「防犯ポスター」を作成しました。

つきましては、この「防犯ポスター」を町会掲示板に掲示していただきますよう、お願いいたします。

記

- 1 送付枚数 各町会掲示板の数
- 2 掲示期間 令和8年7月1日(水)～7月31日(金)

問合せ（事務局）
子ども家庭部子ども・若者課若者支援係
電話 03-3802-3814（直通）

防犯ポスター

見守ろう子供の安全地域の目
怪しい人「不審者」見つけたら一一〇番
荒川区

令和8年6月5日

町会連合会会長 各位

荒川区環境清掃推進連絡会事務局

荒川区環境清掃推進連絡会の総会等について

令和8年度における、荒川区環境清掃推進連絡会の予定等について、5月29日(金)に開催した「常任理事会」の採決に基づき、以下のとおりご案内します。

1 総会について(開催日時と場所)

日時:令和8年7月2日(木)

受付開始 14時45分～

総会開始 15時00分～

感謝状贈呈式 15時30分頃～(総会終了次第)

会場:サンパール荒川3階 小ホール

※各町会長、感謝状贈呈対象者について、郵送にてご案内します。

2 会費について

本連絡会の活動費は、会費と区の補助金により運営されております。

令和8年度の会費について、上記の常任委員会の採決により、活動に要する経費を踏まえ、会費を集金したいと考えております。

※6月の各地区町会連合会で、町会ごとの金額をお示しし、7月の各地区町会連合会でご持参をお願いいたします。

(机上配布の封筒を用いて、7月の持参をお願い申し上げます)

※1世帯あたり9円程度

(事務局)

環境清掃部清掃リサイクル推進課啓発指導係

齋藤・上村 電話 5692-6697

町会・自治会 各位

荒川区清掃リサイクル推進課

清掃事務担当課長 阿部 貴洋

カラス除け対策実証実験へのご協力のお願い（依頼）

現在、荒川区では宮崎県日向市で実施しているカラス除け対策を区内で導入することを検討しており、下記のとおり実証実験にご協力いただけるモニターを募集しております。

つきましては、ご協力いただける町会・自治会がおられましたら、お手数ではございますが、お申し込みくださいますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1 申込期間 令和8年6月5日（金）から令和8年7月3日（金）までに
同意書を提供場所までご提出ください。
- 2 実験期間 令和8年8月1日（土）から令和9年7月31日（土）まで
- 3 実験箇所 防鳥ネットが設置されている集積所
- 4 協力内容
 - ・集積所に設置しているカラス除けネットへの表示板の貼り付け
 - ・翌月末に電話やメールによる被害状況の報告（例：カラスの被害なし、一部で被害あり等）
 - ・表示板の日常管理（破損等の確認、表示板の張り直し等）
- 5 素材の提供場所
 - ・清掃リサイクル事務所 2階事務室（町屋5-19-1）
 - ・南千住清掃車庫 2階事務室（南千住4-1-8）
 - ・あらかわりサイクルセンター 2階事務室（南千住3-28-69）
 - ・あらかわエコセンター 3階環境課（荒川1-53-20）
- 6 特記事項
 - ・実験効果を高めるため、表示板がカラスに見える向きでネットに貼り付けてください。
 - ・表示板に破損等が発生した場合は交換いたしますので、作業係までご連絡ください。
 - ・カラスが模様慣れ効果が薄れる場合がありますので、その際は模様を変更してください。
 - ・不要になった表示板は可燃ごみとしてお出しください。
 - ・その他、ご不明な点につきましては作業係までご連絡ください。
- 7 連絡先 荒川区環境清掃部清掃リサイクル推進課作業係
(直通) 03-3892-6697 (メールアドレス) seiso-recycle@city.arakawa.lg.jp

同意書

本団体は、区が実施するクラス除け対策実証実験に協力いたします。

記

1 団体名 _____

2 代表者 _____

3 住 所 荒川区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号

4 連絡先 _____ (_____) ※日中連絡がつく番号

5 対策箇所 _____ 箇所

6 使用枚数

パターン① 枚 パターン② 枚

パターン③ 枚 パターン④ 枚

パターン⑤ 枚 パターン⑥ 枚

パターン⑦ 枚

記入例

令和〇年〇月〇日

同意書

申込日

本団体は、区が実施するカラス除け対策実証実験に協力いたします。

記

町会・自治会名を
ご記入ください

1 団体名 〇〇〇丁目〇〇町会

2 代表者 清掃 太郎

本モニターに
関する担当者
をご記入
ください。

荒川区 〇〇〇〇 〇 丁目 〇〇 番 〇〇 号

3 連絡先 〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

4 対策箇所 〇〇 箇所

日中連絡がつく電話番号
をご記入ください。

5 使用枚数

パターン① 枚 パターン② 枚

パターン③ 枚 パターン④ 枚

パターン⑤ 枚 パターン⑥ 枚

パターン⑦ 枚

合計 枚

1カ所につき2パターン
をお選びください。
(必要枚数)
箇所数×2枚

表示板の絵柄一覧

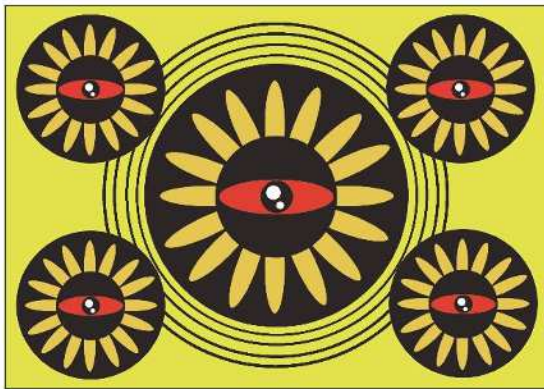
●パターン①



●パターン②



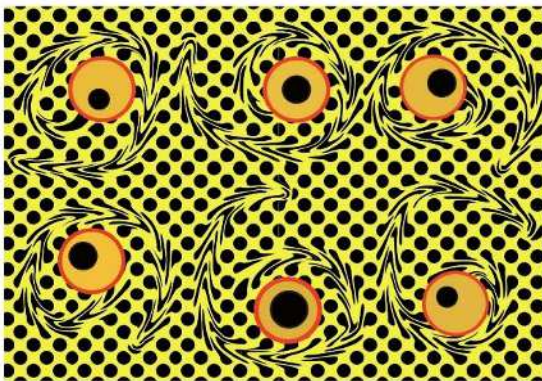
●パターン③



●パターン④



●パターン⑤



●パターン⑥



●パターン⑦



プラスチック回収の実施状況報告について

① プラスチック量の実績(令和7年10月【全域開始時期】～令和8年3月)

10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
約114.7トン	約125.8トン	約150.5トン	約142.1トン	約122.5トン	約138.1トン	約793.7トン

区民1人あたり
約3.53kgを回収

②-1 プラスチック回収による効果(二酸化炭素【CO2】削減)

これまでのプラスチック回収の実施により、

約1,060tのCO2削減効果

杉の木換算では、**約75,600本**

②-2 プラスチック回収による効果(可燃ごみの減量)



約18,000t(令和6年10月～令和7年3月)



約1,300t(約7%)削減

約16,700t(令和7年10月～令和8年3月)



8荒地生第455号
令和8年6月5日
(公印省略)

各町会長 様

地域文化スポーツ部生涯学習課長
加瀬 優 大

町会掲示板へのポスター掲示について (依頼)

平素より、荒川区の文化財保護事業に御理解と御協力をいただき、誠に有難うございます。

さて、この度「第45回あらかわの伝統技術展」を開催いたします。

つきましては、広く区民の皆様にご案内するポスターを制作いたしましたので、誠に恐縮に存じますが、下記の通り町会掲示板に掲示していただきたく、お取り計らいのほどよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 ポスターの内容 「第45回あらかわの伝統技術展」PRポスター
A4版 (添付の通り)
- 2 希望掲示期間 令和8年7月5日 (日) までで可能な期間

問合せ等 地域文化スポーツ部生涯学習課
荒川区立 荒川ふるさと文化館
担当 西條・岩元・野口
電話：(3807) 9234

あらかわの伝統技術展

THE 45th ARAKAWA TRADITIONAL ARTS & HANDICRAFT FAIR



匠の息づかいを体感する3日間



入場無料
ADMISSION FREE

令和8年7月3日(金)・4日(土)・5日(日) 午前10時～午後5時
※5日(日)のみ午後4時まで

- 職人による伝統工芸技術等の展示・実演
- 伝統工芸品等の販売
- 職人体験コーナー
- 伝統工芸品等が当たる福引き(4日(土)・5日(日)のみ)
- 職人もよま話「伝統に生きる」上映会&トークセッション(5日(日)のみ)
- 荒川区の匠育成事業コーナー<若手職人の作品展示等>
- 荒川区伝統工芸技術保存会コーナー
- 能登半島地震復興応援チャリティー ほか

※出演者・イベント内容は都合により変更となる場合がありますので、ご了承ください。

会場 荒川総合スポーツセンター

荒川区南千住6-45-5

- 主催 荒川区/荒川区教育委員会/荒川区伝統工芸技術保存会
- 協力 J・荒川マイスター倶楽部/荒川区華道茶道文化会/荒川区大太鼓連盟/荒川相撲甚句有志の会ほか
- 後援 東京都教育委員会
- 問合せ・申込み 荒川区立荒川ふるさと文化館 〒116-0003 東京都荒川区南千住6-63-1
TEL03-3807-9234 FAX03-3803-7744



- 交通のご案内
- ◆ JR常磐線・東京メトロ日比谷線・つくばエクスプレス(南千住駅)…徒歩15分
 - ◆ 東京メトロ日比谷線(三ノ輪駅)…徒歩10分
 - ◆ 東京さくらトラム(都電荒川線)(荒川区役所前・荒川一中前)…徒歩10分
 - ◆ 京成電鉄(千住大橋駅)…徒歩18分
 - ◆ 都バス草43(南千住六丁目)・草63・草64(荒川区役所前)…徒歩10分
 - ◆ コミュニティバスさくら(荒川総合スポーツセンター・南千住野球場)…徒歩3分
- ※お車でのご来場はご遠慮ください。
※駐輪場のスペースに限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。



あらかわの伝統技術展
公式ホームページ



荒川区
伝統工芸技術保存会
Facebook



8荒健健第1061号
令和8年6月5日
(公印省略)

各町会長・自治会長 様

荒川区健康部健康推進課長

予防接種事業に係るチラシの回覧について（依頼）

日頃から、荒川区の保健・衛生行政にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、この度、带状疱疹ワクチン接種事業、麻しん（はしか）の緊急対策事業に関するチラシを作成しましたので、お忙しいところ恐縮ですが、下記のとおり回覧をお願いしたく存じます。

ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 依頼事項 回覧板によるチラシの周知
- 2 内 容 带状疱疹ワクチン接種事業のお知らせ
麻しん（はしか）の緊急対策の実施について
- 3 問い合わせ先
荒川区健康部健康推進課予防接種係
荒川区荒川2-11-1 がん予防・健康づくりセンター2階
担当 森 齊藤 杉澤
電話 03-3802-3574

带状疱疹ワクチン 予防接種お知らせ



带状疱疹の予防接種は、令和7年度から接種対象者が年齢で決定され定期接種として実施しています。今年度の対象者は以下の年齢(生年月日)の方々です。定期接種の対象となるのは、一人一度きりの1年間だけとなりますので、接種希望の方はお忘れなく接種を受けるようにしてください。

※令和5年度以降に区の費用助成にて、带状疱疹ワクチンを接種完了された方は助成の対象外です。

令和8年度定期接種対象

年齢	対象となる生年月日	年齢	対象となる生年月日
65歳	昭和36.4.2～昭和37年4.1生	85歳	昭和16.4.2～昭和17年4.1生
70歳	昭和31.4.2～昭和32年4.1生	90歳	昭和11.4.2～昭和12年4.1生
75歳	昭和26.4.2～昭和27年4.1生	95歳	昭和 6.4.2～昭和 7年4.1生
80歳	昭和21.4.2～昭和22年4.1生	100歳	大正15.4.2～昭和 2年4.1生

接種方法

5月下旬以降に送付する予診票で23区内の協力医療機関にて接種できます

※入院、施設入所などのやむを得ない事情により、東京23区外で接種を受ける場合は、償還払い方式での助成を受けることができます。



助成内容

	生ワクチン	不活化ワクチン
自己負担額	4,000円	11,000円/回
接種回数と間隔	1回	2回 (原則、2か月以上～6か月以内)
接種条件	病気や治療により免疫が低下している方は接種不可	免疫の状況に関わらず接種可能
予防効果 (持続期間)	接種5年時点で4割程度が 残存	接種10年時点で8～9割程度が 残存

※いずれかのワクチンを接種するか主治医にご相談のうえ接種をしてください。

- 接種期限は令和9年3月31日です。
- 一部の対象者や詳細についてはHPでご確認ください。



荒川区保健所 予防接種係
03-3802-3574(直通)

麻しん(はしか)

緊急対策!



妊娠予定の方等への
抗体検査及び予防接種の費用
を助成します



都内で流行している麻しんの緊急対策として、区では妊娠予定の方等を対象に麻しん(はしか)の抗体検査及び予防接種費用を助成します。

対象者	抗体検査	19歳以上の妊娠希望の女性とその同居者、 妊婦の同居者
	予防接種	上記の対象者のうち、抗体検査の結果、予防 接種が必要と認められた者
自己負担額	無料	
対象期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日	
助成方法	区内協力 医療機関	医療機関に設置する予診票の利用で、無償で 検査及び接種が可能です
	その他の 医療機関	申請書及び領収書を提出することで助成 (償還払い方式、上限額あり) ※詳細は、ホームページ(以下二次元コード)をご確認ください。

問い合わせ先 荒川区保健所 予防接種係
03-3802-3574(直通)



荒川区ホームページ二次元コード

8 荒産経第 398 号
令和 8 年 5 月 20 日
(公 印 省 略)

各町会長・自治会長 殿

経営支援課長 中野 大志

J O B コーナー町屋及び町屋おしごとテラスの P R ポスター掲示について (依頼)

平素から、区政に多大なるご支援・ご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。
さて、この度、区とハローワーク足立が共同で運営する「 J O B コーナー町屋」
及び区が運営する就労支援相談窓口「町屋おしごとテラス」を、広く区民の皆様にご案内するポスターを制作いたしましたので、誠に恐縮に存じますが、下記の通り町会掲示板に掲示していただきたく、お取り計らいのほどよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 ポスターの内容
「 J O B コーナー町屋及び町屋おしごとテラス」 P R ポスター A 4 版
(添付のとおり)
- 2 希望掲示期間
令和 8 年 7 月 3 1 日 (金) までで可能な期間

問い合わせ 産業経済部経営支援課就労支援係
担 当 者 野澤
電 話 3 8 0 0 - 8 7 1 0



ハローワーク足立

駅から1分でお仕事探し!

JOBコーナー町屋

相談・紹介コーナー



スタッフが皆様の就職活動を親身になってサポートいたします!

開庁時間 月曜日～金曜日
(祝日・年末年始を除く)

9:00～17:00

所在地 荒川区荒川7-50-9
センターまちや3階

電話番号 03-3819-7771

ゆったりと探すことができます

職種別で見やすい!
荒川区近隣パート求人冊子もご用意しています

パート求人冊子コーナー



求人検索コーナー



- 求人検索パソコンを4台設置しています。
- 求人票を紙でご覧になりたい方のために、荒川区近隣のパート求人冊子をご用意しています。
- 千代田線・京成線・都電荒川線の3路線からアクセス便利!
- 千代田線町屋駅直結で、雨の日も傘要らず!

荒川区 内職相談・紹介

相談日:月・火・木・金
(祝日・年末年始を除く)

時間:10:00～17:00【予約制】

☎03-3800-8710

(就労支援係直通)

【ご注意ください】

求人申し込み、雇用保険の各種届出、雇用保険受給手続き、職業訓練の相談・申し込みは取扱っておりません。管轄ハローワークをご利用ください。



町屋おしごとテラス 就職活動を支援します!

- ▶ 経験豊富なキャリアコンサルタントに、就職活動やキャリアに関するお悩みを相談できます。
- ▶ 年齢・性別を問わず、就職活動をサポートします。

自分に合った仕事がしたい



家庭と仕事の両立がしたい



いくつになっても働きたい



火曜～金曜 10:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)

☎03-3800-6188 ※ご相談は事前予約をお願いします。

※町屋おしごと19テラスは、荒川区が運営する就労支援サービスです。

8 荒総総第 5 0 4 号
令和 8 年 6 月 5 日
(公 印 省 略)

各町会長・自治会長 殿

荒川区長
滝 口 学

荒川区表彰規則による被表彰候補者の推薦について（依頼）

梅雨の候、貴台にはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より本区の運営に格別の御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、本年度も荒川区表彰規則による各種功労者の表彰を執り行うこととなりました。

つきましては、御多用のところ恐縮に存じますが、下記により被表彰候補者の推薦方よろしくお願いいたします。なお、本件につきましては、御推薦いただいた方全員が表彰されるとは限りませんので、決定に至るまで「秘」扱いでお願いいたします。

記

- 1 推薦要領 別紙のとおり
- 2 推薦締切日 令和 8 年 6 月 3 0 日（火）
- 3 提出先 各区民事務所または荒川地域事務係
- 4 表彰予定日 令和 8 年 1 1 月 1 8 日（水）
- 5 表彰式会場 アートホテル日暮里ラングウッド
（荒川区東日暮里 5 - 5 0 - 5）
※昨年より会場が変更になっております。

被表彰候補者推薦要領

1 被表彰候補者の推薦基準

被表彰候補者は、表彰を行う日において、満50歳以上の者（規則等で任期等に規定のあるもの及び善行については、この限りでない。）であって次の各号の区分に従い当該各号に掲げる推薦基準に該当するものである。

2 表彰区分

(1) 自治功労

功 績 対 象 種 別		在職年数
ア	区議会議員	8年以上
イ	区の行政委員会の委員又は行政委員	8年以上
ウ	区の附属機関又はこれに類する懇談会、協議会等の構成員	10年以上
エ	区の専門性を有する非常勤職員	10年以上
オ	国又は東京都の非常勤職員として地方自治の振興に貢献した者 (行政相談委員・人権擁護委員等)	10年以上
カ	イ～エに定める在職年数に達しないが、イ～エの二以上の職を歴任し、それらの在職期間（イの職にあつては、その在職期間に125/100を、ウとエにあつては、100/100を乗じて得た期間とする。）の合計が10年以上となった者も該当者とする。ただし、二以上の職に同時に在職した場合は、当該重複する期間を一の職にあつたものとする。	
キ	ア～カに定めるもののほか、区長が特に必要と認めた者	

(2) 地域自治功労

功 績 対 象 種 別			在職年数
ア	町会・自治会など地域自治団体の役員	一 般 功 労 者	会 長 8年以上
			副 会 長 10年以上
			会 計 又 は 監 査 13年以上
			部 長 16年以上
イ	アに定める在職年数に達しないが、二以上の役員の職を歴任し、それらの在職期間（別表第1に定める役員ごとの割合を乗じて得た期間とする。）の合計が20年以上となった者も該当者とする。ただし、二以上の職に同時に在職した場合は、当該重複する期間を一の職にあつたものとする。		
ウ	ア及びイに定めるもののほか、区長が特に必要と認めた者		

(3) 商工功勞

功 績 対 象 種 別				在職年数
ア	商工業団体の役員 (商店街団体及び連合会・工業会団体 及び連合会・繊維関係団体・食料品 関係団体・飲食関係団体等)	一 般 功 勞 者	会 長	10年以上
			副 会 長	13年以上
			会計又は監査	16年以上
			部 長	20年以上
イ	アに定める在職年数に達しないが、二以上の役員の職を歴任し、それらの在職期間(別表第2に定める役員ごとの割合を乗じて得た期間とする。)の合計が20年以上となった者も該当者とする。ただし、二以上の職に同時に在職した場合は、当該重複する期間を一の職にあったものとする。			
ウ	ア及びイに定めるもののほか、区長が特に必要と認めた者			

(4) 街づくり功勞

功 績 対 象 種 別				在職年数
ア	土木建設事業に関する団体の役員	一 般 功 勞 者	会 長	10年以上
			副 会 長	13年以上
			会計又は監査	16年以上
			部 長	20年以上
イ	アに定める在職年数に達しないが、二以上の役員の職を歴任し、それらの在職期間(別表第2に定める役員ごとの割合を乗じて得た期間とする。)の合計が20年以上となった者も該当者とする。ただし、二以上の職に同時に在職した場合は、当該重複する期間を一の職にあったものとする。			
ウ	再開発・街づくり事業を率先実施し、その完成により地域発展に寄与し、特に顕著な功績がある者			
エ	ア～ウに定めるもののほか、区長が特に必要と認めた者			

(5) 消防・防犯功勞

功績対象種別				在職年数
ア	防火・防犯事業に関する団体の役員 (消防団・防犯協会・防火協会・各安全協会等)	一般 功勞者	会 長 (分団長)	10年以上
			副 会 長 (副分団長)	13年以上
			会計又は監査	16年以上
			部 長	20年以上
イ	アに定める在職年数に達しないが、二以上の役員の職を歴任し、それらの在職期間(別表第2に定める役員ごとの割合を乗じて得た期間とする。)の合計が20年以上となった者も該当者とする。ただし、二以上の職に同時に在職した場合は、当該重複する期間を一の職にあったものとする。			
ウ	ア及びイに定めるもののほか、区長が特に必要と認めた者			

(6) 税務功勞

功績対象種別				在職年数
ア	納税に関する分野の団体の役員 (青色申告会・納税貯蓄組合連合会・ 税理士会・法人会・間税会等)	一般 功勞者	会 長	10年以上
			副 会 長	13年以上
			会計又は監査	16年以上
			部 長	20年以上
イ	アに定める在職年数に達しないが、二以上の役員の職を歴任し、それらの在職期間(別表第2に定める役員ごとの割合を乗じて得た期間とする。)の合計が20年以上となった者も該当者とする。ただし、二以上の職に同時に在職した場合は、当該重複する期間を一の職にあったものとする。			
ウ	ア及びイに定めるもののほか、区長が特に必要と認めた者			

(7) 社会福祉功勞

功 績 対 象 種 別				在職年数
ア	国又は東京都の非常勤職員として地域福祉等に貢献した者 (保護司・民生委員・児童委員等)			10年以上
イ	民間における幼児保育施設及び社会福祉施設の長の職にある者 (私立保育園長等)			10年以上
ウ	社会福祉事業・社会福祉団体の役員 (心身障害者福祉団体・母子福祉団体・遺族会・高齢者団体・赤十字団体・共同募金協力会等)	一 般 功 勞 者	会 長	10年以上
			副 会 長	13年以上
			会計又は監査	16年以上
			部 長	20年以上
エ	ウに定める在職年数に達しないが、二以上の役員の職を歴任し、それらの在職期間(別表第2に定める役員ごとの割合を乗じて得た期間とする。)の合計が20年以上となった者も該当者とする。ただし、二以上の職に同時に在職した場合は、当該重複する期間を一の職にあったものとする。			
オ	ア～エに定めるもののほか、区長が特に必要と認めた者			

(8) 保健衛生功勞

功 績 対 象 種 別				在職年数
ア	公衆衛生・環境衛生・保健医療事業団体の役員 (医師会・歯科医師会・薬剤師会・歯科技工士会・食品衛生協会・環境衛生協会・助産師会等)	一 般 功 勞 者	会 長	10年以上
			副 会 長	13年以上
			会計又は監査	16年以上
			部 長	20年以上
イ	アに定める在職年数に達しないが、二以上の役員の職を歴任し、それらの在職期間(別表第2に定める役員ごとの割合を乗じて得た期間とする。)の合計が20年以上となった者も該当者とする。ただし、二以上の職に同時に在職した場合は、当該重複する期間を一の職にあったものとする。			
ウ	ア及びイに定めるもののほか、区長が特に必要と認めた者			

(9) 学校教育功勞

功績対象種別		在職年数
ア	学校の校医として10年以上在職した者 (内科・歯科・耳鼻咽喉科・眼科・精神科・薬剤師)	
イ	私立学校の長として10年以上在籍した者	
ウ	ア及びイに定めるもののほか、区長が特に必要と認めた者	

(10) 社会教育功勞

功績対象種別		在職年数		
ア	青少年委員・スポーツ推進委員として10年以上在職した者			
イ	青少年団体・社会教育団体・体育団体・PTA団体等役員 (青年団体連合会・PTA・女性団体・体育協会・少年団体指導者連絡会・青少年育成地区委員会等)	一般功勞者	会長	10年以上
			副会長	13年以上
			会計又は監査	16年以上
			部長	20年以上
ウ	イに定める在職年数に達しないが、二以上の役員の職を歴任し、それらの在職期間(別表第2に定める役員ごとの割合を乗じて得た期間とする。)の合計が20年以上となった者も該当者とする。ただし、二以上の職に同時に在職した場合は、当該重複する期間を一の職にあったものとする。			
エ	ア～ウに定めるもののほか、区長が特に必要と認めた者			

(11) 文化功勞

功績対象種別		在職年数		
ア	文化財保護推進員として10年以上在職した者			
イ	芸術・文化・文化財保護・国際交流団体等の役員 (文化団体連盟・伝統工芸技術保存会・国際交流協会等)	一般功勞者	会長	10年以上
			副会長	13年以上
			会計又は監査	16年以上
			部長	20年以上
ウ	イに定める在職年数に達しないが、二以上の役員の職を歴任し、それらの在職期間(別表第2に定める役員ごとの割合を乗じて得た期間とする。)の合計が20年以上となった者も該当者とする。ただし、二以上の職に同時に在職した場合は、当該重複する期間を一の職にあったものとする。			
エ	ア～ウに定めるもののほか、区長が特に必要と認めた者			

(12) 環境清掃功勞

功績対象種別				在職年数
ア	環境保全及び清掃事業に関する団体の役員 (リサイクル関係団体・緑化推進団体・清掃協力会等の役員)	一般 功勞者	会 長	10年以上
			副 会 長	13年以上
			会計又は監査	16年以上
			部 長	20年以上
イ	アに定める在職年数に達しないが、二以上の役員の職を歴任し、それらの在職期間(別表第2に定める役員ごとの割合を乗じて得た期間とする。)の合計が20年以上となった者も該当者とする。ただし、二以上の職に同時に在職した場合は、当該重複する期間を一の職にあつたものとする。			
ウ	ア及びイに定めるもののほか、区長が特に必要と認めた者			

(13) 善 行

功績対象種別		在職年数
ア	人命救助・災害防止・防犯等において、区民の模範として推奨するにふさわしい行為のあつた者	—
	社会福祉・青少年健全育成・環境美化等において、区民の模範として推奨するにふさわしい善行を継続した者	10年以上
イ	アに定めるもののほか、区長が特に必要と認めた者	

(14) 指定無形文化財認定者

国において重要無形文化財の保持者として認定された者及び東京都又は区において指定無形文化財の保持者として認定された者

*別表第1 (地域自治功勞)

役 職 名	割 合
会 長	250/100
副 会 長	200/100
会計・監査	160/100
部 長	130/100

*別表第2 (地域自治功勞以外の功勞者)

役 職 名	割 合
会 長	200/100
副 会 長	160/100
会計・監査	130/100
部 長	100/100

3 在職等の期間の計算

在職等の期間の計算は、毎年9月1日現在を基準日とする。ただし、月数を計算する場合に、一月未満の端数があったときは、これを切り捨てる。

4 再表彰

(1)～(12)の表彰は、重ねて行うことができない。ただし、表彰から5年を経過した場合は、同一区分で同一の表彰理由のときを除き、表彰を行うことができる。

5 表彰の決定

区長は、表彰候補者として推薦があった者について荒川区表彰審査会にはかり、被表彰者を決定する。なお、推薦のあった者が次の各号の一に該当するときは、表彰することができない。

- (1) 刑事事件に関して、現に起訴されている者又は刑に処せられた者
(刑の消滅した者を除く。)であるとき。
- (2) 住民税(現年度及び過年度分)を滞納しているとき。
- (3) その他、被表彰者として不適当と認められるとき。

6 表彰の方法

区長から表彰状及び記念品を授与し、その氏名及び事績を公表する。

7 提出書類

(1) 第1号～第14号該当者(第13号を除く。)

- ① 推薦書 (第1号様式)
- ② 履歴事績調書 (第2号様式)
- ③ 団体の主な行事一覧表(第3号様式)
- ④ その他表彰審査上参考となる資料

(2) 善行該当者

- ① 推薦書 (第1号様式)
- ② 善行者推薦調書 (第4号様式)
- ③ その他表彰審査上参考となる資料

* 書類は、表彰候補者1名に対し、各1通提出願います。なお、表彰候補者が複数の場合は、「推薦順位」を必ず記入してください

第1号様式

令和8年 月 日

荒川区長 殿

推薦団体名

推薦団体の所在地

代表者氏名印

(電話番号)

被表彰候補者の推薦について

令和8年 月 日付け8荒総総第504号による被表彰候補者に

ついては、別紙のとおり推薦いたします。

閱 歴 事 績 調 書

表彰区分	推薦順位

--

現住所	電話 ()				
ふりがな				番 号	
氏 名					
生年月日	大正・昭和・平成	年	月	日	満 歳 (令和8年11月18日現在)
職 名	在 職 期 間		在職年月数	重複を除く月数	換算年月数 (計)
	自				
	至				
	自				
	至				
	自				
	至				
	自				
	至				
	自				
	至				
	自				
	至				
功績概要					

- 注 ① 太線の枠内は書かないでください。
 ② 記載は年月順にしてください。
 ③ 在職期間は、資格審査に必要なので、正確に記入してください。
 ④ 功績の概要は、具体的に記入してください。
 ⑤ 氏名のふりがなは、表彰式で氏名を読み上げる際に必要なので、正確に記入してください。

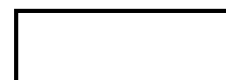
※ ご記載いただいた個人情報は、本人の同意なしに利用目的以外では使用しません。

団体の主な行事一覧表

年 月 日	実 施 行 事 の 内 容
備 考	

注 ① 期間は、令和8年4月1日以降の主な行事について具体的に記入してください。

② 必ず団体の会則又は規約等を添付してください。



善行者推薦調書

住 所		電 話	()
ふりがな		番 号	
氏 名			
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日	満	歳 (令和8年11月18日現在)
善 行 内 容			
善行の種別			
動 機			
行 為	期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
	場 所		
	ど ん な こ と を 詳 細 に		
そ の 他	家庭の状況 最近の行動		

注 ① 善行の種別には、社会奉仕、環境美化、慰問激励、生活改善、青少年健全育成、交通整理、隣人愛等を記入してください。

② 既に、国、都あるいは団体から褒章又は表彰を受けたことのある場合は、その他の欄にその名称、年月日、褒章又は表彰の種別、その他参考となる事項を記入してください。

※ ご記載いただいた個人情報は、本人の同意なしに利用目的以外では使用しません。

各町会・自治会長 様

荒川区政策企画部
広報・シティプロモーション課長 鈴木 利枝子

町会・自治会の夏季行事の調査について

日頃から荒川区の広報活動にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。
この度、あらかわ区報7月21日号(予定)で、「地域の夏の催し」を紹介することとなりました。
これにつきまして、町会・自治会様の夏の催しを掲載させていただきたく存じますので、掲載を希望する町会・自治会様は、下記の調査にご回答をお願いいたします。
※回答いただいた内容を基に区報に掲載します。

記

1 調査の対象

町会・自治会で催される夏の催し(主催のみ。共催は除く)で、誰でも参加でき、原則として7月21日(火)～8月31日(月)に行われるもの

例…盆踊り、花火大会、ミニ縁日など

※町会・自治会の方のみが参加できるものは除きます(調査票を提出する必要はありません)。

2 調査の方法

別紙の調査票に記入いただき、6月24日(水)までに広報・シティプロモーション課または区民事務所へ持参、FAX、下記メールアドレスへのメール等でお送りください。

※8月の催しなど期限までに日程が決まらないものは、決まり次第ご連絡ください。

3 問合せ

荒川区広報・シティプロモーション課広報係 担当 尾澤・安藤

☎(3802)4957(直通) FAX(3802)0044

メールアドレス:koho@city.arakawa.lg.jp

町会・自治会の夏季行事について

町会・自治会名 _____

連合町会名 _____

連絡先 氏名 _____

電話番号

FAX番号

行事名	
日時	月 日 () ~ 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
会場	*会場の住所も記入して下さい
内容	

*日にちによって内容が違う場合には下記の欄にご記入下さい

日時	月 日 () 時 分 ~ 時 分
内容	
日時	月 日 () 時 分 ~ 時 分
内容	
日時	月 日 () 時 分 ~ 時 分
内容	
備考	

記入例 町会・自治会の夏季行事について

町会・自治会名 ○○○○町会

連合町会名 ○○○○連合町会

連絡先 氏名 荒川 太郎

電話番号 ○○○○-△△△△

FAX番号 ○○○○-△△△△

行事名	盆踊り大会
日時	8月 3日(土)～ 8月 4日(日) 午前・ 午後 6時 30分 ～ 午前・ 午後 9時 00分
会場	○○公園 (荒川○-○-○) *会場の住所も記入して下さい
内容	

*日にちによって内容が違ふ場合には下記の欄にご記入下さい

日時	8月 3日(土) 午後 6時30分～ 午後 7時00分
内容	模擬店
日時	8月 4日(日) 午後 8時00分～ 午後 8時30分
内容	金魚すくい大会
日時	月 日() 午後 時 分～ 午後 時 分
内容	
備考	

町会長・自治会長 各位

荒川区危機管理部生活安全課長
須崎 誠也

交通安全運動用品の希望調査の実施について(依頼)

日頃から、区の交通安全事業にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
さて、区では例年どおり、9月中旬に各町会に交通安全運動用品を配付させていただく予定
です。

つきましては、下記のとおり、交通安全運動用品の希望調査を実施いたします。

ご多用中誠に恐縮ですが、別紙調査書に必要数をご記入の上、ご提出ください。

なお、物品の配付につきましては、予算の都合上、数量等を調整させていただく場合がございますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

記

1 希望調査書 別紙のとおり

2 提出期限 7月6日(月)

3 提出方法

(1) 各区民事務所にご持参いただく

(2) 生活安全課にご持参いただくか、FAX又は電子メールもしくは専用フォームでご回答く
ださい

※ FAX 番号、メールアドレス及び専用フォームをご利用いただくための二次元コード
は下記提出先のとおりです。

4 提出先

荒川区危機管理部生活安全課交通安全係 担当 草間・人見

電話：03-3802-3111 内線489

FAX：03-3891-8892

メールアドレス：koutsutaisaku@city.arakawa.lg.jp

専用フォーム用二次元バーコード



スマートフォン等でこちらの二次元
コードを読み込んでいただくと、
直接回答できる専用フォームを
ご利用いただけます。

(2) 下記の配付用品のうち、必要な用品の左側の列に○及び必要数をご記入ください。

なお、今年度より『横幕』を増やしました。

(複数回答可)

配付用品名	希望有に ○	必要数
黄色い帽子		
黄色いサンバイザー		
腕章		
黄色いベスト		
横断用の黄色い手旗 (30cm×35cm、ビニール製)		
のぼり旗 (45×150cm、ポリエステル製) 別紙見本参照		
A 自転車も守ろう交通ルール 飲酒運転禁止		
B 自転車も守ろう交通ルール 運転中の携帯禁止		
C 自転車も守ろう交通ルール 自転車は左側通行		
D ヘルメットは大人も子供の全員着用		
E 自転車の違反にも青切符が導入されます		
交通安全		
横幕 (45cm×150cm、トロピカル製) 別紙見本参照		
A 安全・安心ヘルメット着用 自転車は左側通行		
B 青切符はじまりました 交通ルールを守りましょう		
その他、希望商品があればご記入ください。 ※右記に数量も必ずご記入ください		

4 交通安全対策についてのご意見・ご要望がありましたらご記入ください。

令和8年度 のぼり旗見本



令和8年度 横幕見本



8荒区戸第1222号
令和8年 6月 5日

各町会長・自治会長 殿

区民生活部戸籍住民課長 小堀 純

住居表示における補助番号制度の実施について

日頃から、荒川区の戸籍・住民記録行政にご協力賜りまして、誠にありがとうございます。このたび、同じ住居表示の戸建てが複数存在することで、郵便物の誤配等でお困りの方を対象に、荒川区では新たに住居表示における補助番号制度を実施いたします。つきましては本制度について、町会の皆さまにご周知くださいますようお願い申し上げます。

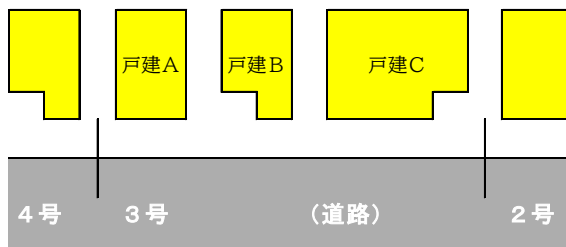
1 補助番号制度について

現在の住居表示制度では、隣の家と同じ住所になってしまい、郵便物の誤配などのトラブルになることがありました。当該建物に補助番号を付すことで、隣の家と住居表示の重複を解消する制度です。

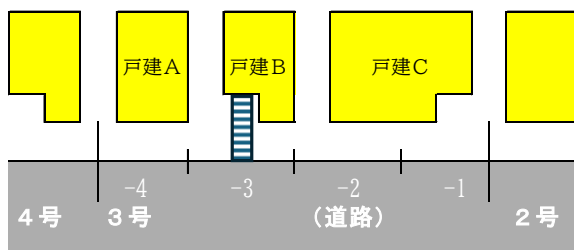
住民票にも補助番号を記載し、掲示用の補助番号プレートをお渡しします。

2 補助番号付定イメージ

※荒川1丁目2番3号の戸建Bの居住者から申請があった場合
(図の戸建A～Cの住居表示はいずれも荒川1丁目2番3号で同一)



- a 3号に面した道路側線に2号との境を起点に3～5m間隔に区切り、
順次、基礎補助番号を付番(事例の場合は1～4号)



- b 申請建物の主な出入口に位置する基礎補助番号(3号)を補助番号に用いる

補助番号付番後の戸建Bの住居表示: 荒川区荒川1丁目2番3号-3

3 対象の建物

住居表示が同一の建物が存在する区域にある建物

※戸建の建物が対象になりますので、集合住宅や店舗等は申請できません。

4 申請から住民票に住民票に記載されるまでの所要期間

3～5週間程度

5 注意事項

補助番号を付定した場合、その建物に住んでいる方全員の住所変更が必要になります。住所変更手続きはご自身で行っていただき、手続きに係る費用もご自身の負担となります。補助番号の申請を行う際は、これらの点についても十分ご検討ください。

《住所変更の届出等が必要なもの(例)》

- ・マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書
- ・運転免許証、電気、ガス、水道、電話等の公共料金等の住所変更
- ・土地、建物登記簿の権利書欄の変更 等

※具体的な手続き方法は、区ホームページを確認するか、関係各所にお問い合わせください。

問合せ

戸籍住民課住民記録係

担当:望月・藤田(大)

電話:3802-3111(2301)

地域の防災力強化に取り組む町会・自治会を支援！ 「町会・自治会防災備蓄倉庫設置等助成」を実施します

東京都は、昨年度に引き続き、地域における備蓄環境の整備を後押しし、災害時に共助の力を発揮できるよう、町会・自治会の防災用備蓄倉庫の購入・設置又は修繕に係る費用を支援します。ぜひ、ご活用ください。

設置



【対象経費】

- ✓ 倉庫本体の購入費用、運搬・設置・工事・既存倉庫の撤去に係る費用
- ✓ 建築確認に係る費用
- ✓ 付属する備品（鍵、棚、名入れなど）の購入・設置等に係る費用

修繕



【対象経費】

- ✓ 防災備蓄倉庫の修繕に係る費用
- ✓ （新たに棚を設置するなど）倉庫の備蓄機能の強化に係る費用

対 象

都内に所在する単一町会・自治会 200町会・自治会

助成額

上限70万円まで、助成対象経費の10/10

※他の制度による補助等の対象となる、又は対象となっている経費がある場合、助成金の総額は助成対象経費及び70万円を超えることはできません。

その他

- ✓ 本助成は資機材の格納を対象としており、それ以外の備蓄は対象外です。
- ✓ 申請に当たり、設置場所の確保と許可を得ることを事前にお願ひします。設置調整に関するご相談は受けかねますので、ご了承ください。
- ✓ **倉庫の購入や修繕の契約は、交付決定後に行う必要があります。交付決定前に行った場合は、助成の対象となりませんので気をつけてください。**
- ✓ **令和7年度に本助成を受けた町会・自治会は申請ができません。**

募集スケジュール

	申請受付期間	交付決定 予定	事業実施期間 (設置・修繕完了日)
第1回	令和8年7月6日(月) ～7月31日(金)	9月上旬	交付決定日以降～ 令和9年1月29日(金)
第2回	8月3日(月) ～8月31日(月)	10月上旬	
第3回	9月1日(火) ～9月30日(水)	11月上旬	
第4回	10月1日(木) ～10月31日(金)	12月上旬	

お問合せ

東京都生活文化局
都民生活部
地域活動推進課

☎ 03-5388-3166

✉ S1161202@section.metro.tokyo.jp

※事務局を設置する予定です。



HPはこちら

申請に係るQ&A

Q：自主防災組織は申請可能か。

A：この助成は町会・自治会を対象としており、自主防災組織は申請できません。

Q：すでに発注済みで7月ごろに設置が完了する防災備蓄倉庫がある。助成の対象となるか。

A：助成の対象となりません。交付決定通知書受領前に行った設置や修繕は、助成の対象外です。

Q：マンションの一室を防災倉庫として使う場合、対象となるか。

A：建物と実質一体とみなせる場合は対象となりません。マンションの一室を防災倉庫として使う場合は、建物と実質一体とみなせるため、助成の対象となりません。

Q：倉庫に棚を設置したいが、助成対象か。

A：防災資機材を格納するために倉庫に棚を設置する場合は、対象となります。

Q：備蓄品の購入は助成対象か。

A：対象ではありません。

Q：土地の不動産登記事項証明書は、古いものでもよいか。

A：3か月以内に発行されたものに限りです。

Q：修繕の場合も「土地の権利関係を明らかにした書類」は必要か。

A：必要です。

Q：マンションの敷地内に倉庫を設置したい。誰の承認が必要か。

A：マンション管理組合の承認が必要です。総会の議事録など、承認があったことを証する書類を提出してください。

フォームで
申込

二次元コードもしくは Web サイトよりご確認ください
<https://form.servicegrant.or.jp/mytown-shiensetsumei>



メール
または FAX で
申込

①～⑨の項目について記載し、下記宛先までお送りください。
 メール：mytown@servicegrant.or.jp
 件名：支援内容説明会申し込み
 FAX：03-6419-3885

①お名前		②町会・自治会名		③所在区市町村名	
④メールアドレス				⑤電話番号	
⑥参加人数※いずれかを○で囲んでください。 1名 / 2名		⑧参加プログラム (2名の場合)ご同伴者お名前			
⑦参加希望日		⑧参加プログラム			
<input type="radio"/> オンライン 6月18日(木) 19:00～ 【申込締切 6月11日(木)】		<input type="checkbox"/> 第1部のみ参加 <input type="checkbox"/> 第1,2部両方参加 <small>※オンライン回の第2部は短縮版となります</small>			
<input type="radio"/> 会場開催 6月26日(金) 14:00～ 【申込締切 6月19日(金)】		<input type="checkbox"/> 第1部のみ参加 <input type="checkbox"/> 第1,2部両方参加			
<input type="radio"/> 会場開催 7月4日(土) 14:00～ 【申込締切 6月27日(土)】		<input type="checkbox"/> 第1部のみ参加 <input type="checkbox"/> 第1,2部両方参加			
⑨その他連絡事項					

- ・支援を受けたいけれども3日程いずれも参加できない方は、録画視聴をご案内しますので事務局宛にご連絡ください。
- ・同一町会・自治会からの参加人数は、各回2名以内でお願いいたします。
- ・第1部のみ参加も可能です。
- ・申込締切日前でも、先着順で定員に達し次第、申込を締め切る場合があります。予めご了承ください。
- ・オンライン参加の場合、パソコン、タブレット、スマートフォンいずれかのご用意が必要です。
- ・説明会当日は写真や動画の撮影を行い、東京都、東京都つながり創生財団、サービスグラントのホームページ等の広報に使用させていただきます。
- ・申込締切日以降の参加希望は、事務局までご相談ください。

注意事項

- ・ご記入いただいた個人情報はまちのつながり応援事業の活用に関するご案内や、運営に際して必要な連絡をとる目的のみに使用し、公開はいたしません。
- ・参加は先着順とし、原則申し込みをもって参加決定といたしますが、調整が必要な場合は別途ご担当者様あてに電話、メールまたは FAX にて、ご連絡させていただきます。
- ・説明会当日は写真や動画の撮影を行い、東京都、東京都つながり創生財団、サービスグラントのホームページ等の広報に使用させていただきます。
- ・申込締切日以降の参加希望は、事務局までご相談ください。

問い合わせ先
(事務局)

認定 NPO 法人 サービスグラント (吉田・新井・栗原)
 メール：mytown@servicegrant.or.jp
 電話：03-6419-4021

所管部署

公益財団法人東京都つながり創生財団
 共助推進課 地域活動支援担当
 メール：chikatsu@tokyo-tsunagari.or.jp 電話：03-6258-1235

町会・自治会運営や活動に
お悩みの方のための

まちの応援プロボノチーム まちの情報発信講座

支援内容説明会

参加無料 要申込 先着順

第1回

6月18日
(木)

19:00~21:00

オンライン開催

第2回

6月26日
(金)

14:00~16:30

会場開催

第3回

7月4日
(土)

14:00~16:30

会場開催

会場
新宿 NSビル 3階
G会議室 [各回定員 30 団体]

オンライン
Zoom [定員なし]

「まちの応援プロボノチーム」・
「まちの情報発信講座」は、特技やスキルを活かして活動するボランティア「プロボノ」と一緒に、町会・自治会の皆さまがお持ちの課題の解決を支援する事業です。課題解決のために一歩踏み出してみませんか？

**支援を受けたい方は、
まず説明会に参加してください。**

皆さまのご参加お待ちしております。

プログラム 第1部のみ参加も可能です

第1部

支援内容のご説明
「まちの応援プロボノチーム」「まちの情報発信講座」各コースの支援内容と、今まで支援が多かった課題に対する解決手法の例をご説明します。

事例紹介
実際に課題解決に取り組んだ町会・自治会から先行事例をご紹介します。

第2部

支援活用検討ワーク
町会・自治会がお持ちの課題を棚卸・整理し、どんな支援が活用できるかについて、グループで他の参加者と共有しながら一緒に検討します。
※オンライン回は短縮版となり、検討方法のご案内が中心となります。



東京都



まちの応援プロボノチーム 2カ月～4カ月程度の個別支援

各町会・自治会が抱える個別の課題解決のため、5名前後のプロボノワーカチームが町会・自治会の皆さんのお声を聞きながらプロジェクトを推進し、町会・自治会ごとの成果物を提供します。

支援内容例

運営を改善したい
担い手を増やしたい

参加の輪を広げたい

活動内容を見直したい

運営を改善する
組織づくりのサポート

より効果的な情報の
伝え方や
活動方法の提案

今後の活動の在り方を
検討する調査・提案

成果物例

業務の棚卸し・
効率化の提案

イベント企画提案

課題の見える化・
解決策の提案

イベント・活動
マニュアル作成

チラシ・パンフレット
リニューアル

住民ニーズ
(意識・期待)調査

まちの情報発信講座 計3回の講座型 ※チラシデザインのみ単発の講座型

町会・自治会の皆さんご自身が成果物作成に取り組む集合型講座です。担当のプロボノワーカーと事務局スタッフが成果物作成をサポートをします。

コース内容

ホームページ作成

無料ツール(Googleサイト)を使用してホームページ作成に取り組みます。掲載内容の整理、運用方法の体得もサポートします。

LINE活用

LINE公式アカウントを中心に、目的に合わせた効果的な活用策を検討し、作成します。継続的な運用に向けた計画も検討していきます。

NEW!
チラシデザイン

無料でも使えるオンラインのデザインツール「Canva」を用いて、テンプレートの使い方を体得し、チラシ作成に取り組みます。

過去の事例や事業の詳細は「東京都町会ポータル」をご覧ください。

<https://chokai.tokyo-tsunagari.or.jp/>



事業の流れ

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

1月

2月

3月

支援内容説明会

6/18(木)、6/26(金)、7/4(土)のいずれか1回ご参加ください。※

支援を受けたい場合は
まずはこちらにご参加ください!
詳細は表面をチェック!

支援申込・参加決定

申込を元にヒアリングを行い、
支援内容を決定します。

まちの応援プロボノチーム

10月から2月の間で、2カ月から4カ月に渡ってプロボノチームによる支援を実施します。

まちの情報発信講座(ホームページ作成、LINE活用)

10月から12月までの期間に
毎月1回、計3回の講座を開催します。

まちの情報発信講座
(チラシデザイン)

11月に1回完結の
講座を開催します。

成果報告会

プロジェクト内容や成果について
発表するイベントです。

※支援を受けたいけれども3日程いずれも参加できない方は、録画視聴をご案内しますので事務局宛にご連絡ください。

「まちの応援プロボノチーム」と「まちの情報発信講座」は、令和5年度まで「地域の課題解決プロボノプロジェクト」にて提供していた「個別支援」「実践講座」を令和6年度にリニューアルしたものです。

「町会・マンション みんなで防災訓練」

防災訓練を通じた 町会・マンション 連携事例集

地域でつながろう!



目次

Contents

地域でつながろう! もしものために できること

[事業の概要]

- 町会・自治会とマンションのつながりをつくる・・・1
現状と課題 互いに連携するメリットと共助例
- 令和6年度の取組と振り返り・・・・・・2
事業の流れ アンケート結果

[事業の流れ]

- 合同打合せ～事前レクチャー(防災講話)・・・3
概要 実施内容と成果
- 合同防災訓練・・・・・・4
概要 訓練内容 アンケート結果
- 振り返り・・・・・・6
概要 次年度に向けた検討・議論

[事業の支援]

- 東京都の支援事業・・・・・・7
地域の底力発展事業助成 東京防災学習セミナー
東京とどまるマンション

[インタビュー]

- 東新小岩7丁目町会・・・・・・8
- 本郷弓一町会・・・・・・10
- 湊二丁目町会・・・・・・12

町会・自治会とマンションのつながりをつくる

町会・自治会とマンションがかかえる課題に対応するため
つながりをもつことがいざというときの助けになります。

現状と課題

	町会・自治会（一戸建て中心）	マンション
現状	<p>■在宅避難か避難所への避難を想定 水害、火災、倒壊、自宅に留まるリスクがある場合は、 避難所への避難</p> <p>現状の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ●避難所設営・運営訓練 ●備蓄倉庫、町会会館への非常食等の備蓄 ●行政窓口との連携 	<p>■安全性の確保を前提に在宅避難を想定 耐震基準を満たしたマンションの場合は、被害が 軽微であれば、在宅避難が可能</p> <p>現状の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災設備の整備 ●防災倉庫への非常食等の備蓄 ●管理会社との連携
課題	<p>■浸水・火災等の災害や環境の悪化などにより、 避難所が機能不全に陥る恐れがある</p> <ul style="list-style-type: none"> ●浸水・火災等により避難所の機能不全 ●衛生環境の悪化 ●プライバシーの確保 など 	<p>■停電等により、 在宅避難の継続に支障が生じる恐れがある</p> <ul style="list-style-type: none"> ●エレベーター停止 ●トイレ機能停止 ●高層難民 ●長期滞在時の備蓄品不足 ●行政との連絡 など

各々では解決できない課題でも、「連携」により解決できる可能性があります。

互いに連携するメリットと共助例

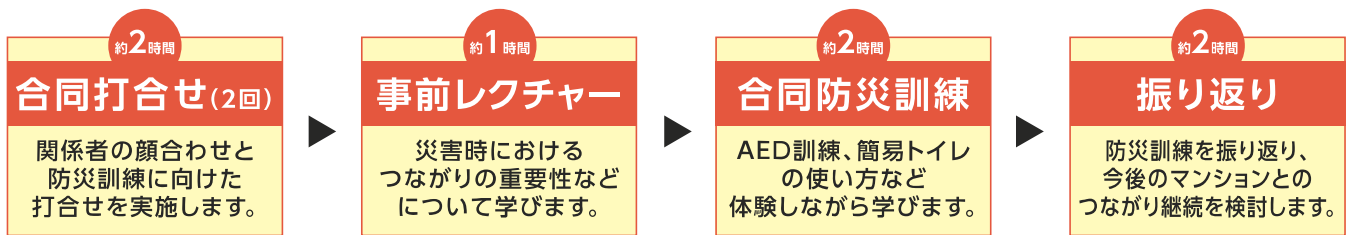
	町会・自治会（一戸建て中心）	マンション
メリット	<p>■耐震性の高いマンションのスペースの共同利用 および、マンション居住者による人的支援など</p> <ul style="list-style-type: none"> ●水害時等の避難所の確保 ●集会施設等オープンスペースの利用 ●豊富な人材による人手サポート 	<p>■防災資機材や水、食料などの相互援助、および 行政からの情報の共有など</p> <ul style="list-style-type: none"> ●備蓄資機材の相互援助 ●町会・自治会が有するノウハウ等の情報 ●行政連絡窓口・地域団体のコネクション
共助例	<p>[1]急な災害（水害等）により、住居倒壊の危機が ある住民に対して、マンションにて一時的な 避難所を提供</p> <p>[2]災害後の戸建住宅の復興活動において、 マンションから人材サポートを受けて、復興活動 を促進</p>	<p>[1]停電によりエレベーターが停止し、上り下り ができなくなった高齢者に対して、町会による 水・食料等の提供</p> <p>[2]マンションでの在宅避難において、体調不良 などがあった場合に、町会から行政等にサポート を要請</p>

町会・マンションそれぞれの強みを活かし、連携することにより、
地域の防災力を高めることができます。

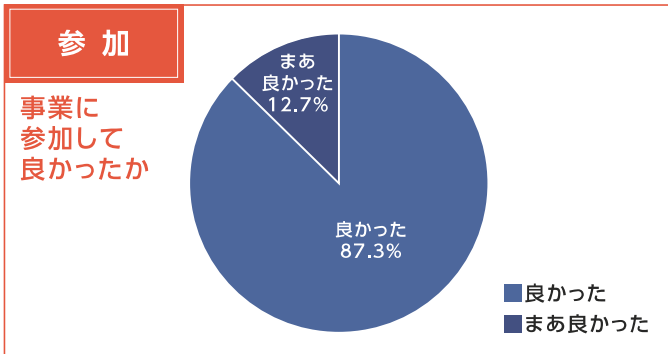
令和6年度の取組と振り返り

東京都では、合同防災訓練等を通じた町会・自治会とマンションのつながりの構築・強化を図るため、町会・自治会が近隣のマンション等と合同で開催する防災訓練の打合せから振り返りまでを支援しました。

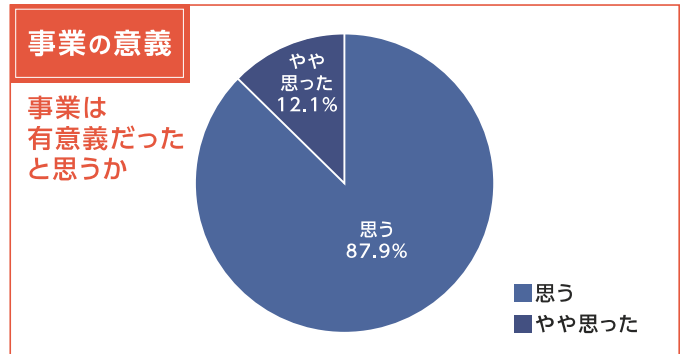
事業の流れ



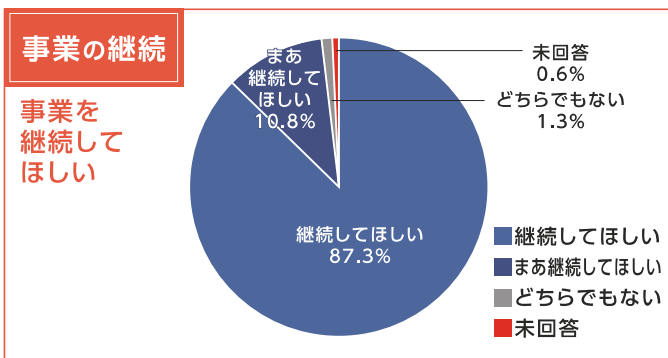
[アンケート結果] 多くの町会・自治会とマンションで、つながりの構築や強化に役立ちました。



良かったが100%となっている



意義があると思ったが100%となっている



継続してほしいが98.1%となっている



参加者の声

- 町会とマンションでグループLINEを作成し、情報共有や意見交換が活発になった
- マンションの人と顔見知りになり、街中で顔を合わせると挨拶するようになった
- 町会の備蓄品の保管場所を、マンションに相談することができた
- マンション管理組合で「防災会」組織の新設検討。町会との勉強会を実施することになった

合同打合せ～事前レクチャー（防災講話）

申請決定

合同打合せ

事前レクチャー
(防災講話)

合同防災訓練

振り返り

「合同打合せ」(2回) ※令和7年度から1回

概要

町会・自治会とマンション等の顔合わせや防災訓練の企画・準備のために合同打合せを実施しました。第1回では、合同防災訓練の全体像の検討を行いました。第2回では、第1回で検討した合同防災訓練の内容を決定するとともに、町会とマンションのつながり構築方法について検討しました。

実施内容と成果

第1回 合同打合せ

「防災訓練について検討」

- 実施日時と場所
- 訓練メニュー
- 告知チラシ、周知方法
- 関係部署との調整方針 など

第2回 合同打合せ

「防災訓練の決定」 「つながり構築方法の検討」

- 町会・マンションそれぞれの課題の抽出
- 共助による解決策の検討
- 防災訓練への落とし込み など



こんな意見がありました

- 町会とマンションがお互いの備蓄品や設備を知ることで、災害時に相互利用ができるのではないかと
- 子どもが防災訓練に参加できるように、体験型のプログラムを実施したい

区市町村や消防署の協力も

防災訓練の実施は、区市町村や消防署の協力が不可欠です。事前に、計画等について相談することで、スムーズな訓練実施が可能になります。

「事前レクチャー（防災講話）」

概要

防災訓練の前に、町会・自治会及びマンション双方の住民に対し、防災の備えや共助の重要性について、専属担当者がレクチャーを行いました。また、共同ワークとして「HUG」を実施し、町会とマンション住民のつながりづくりを促進しました。

実施内容と成果

動画視聴

町会・自治会とマンションがつながることの必要性重要性について動画を視聴



防災講話

- マンションにおける共助
- 地域における共助
- 町会・自治会とマンションがつながることの意義・効果について

共同ワーク

町会・自治会とマンションが混合のグループに分かれて、避難所運営ゲーム(HUG)を実施。積極的にコミュニケーションをとりました。

参加者は

- 共同ワークを通じて、町会・自治会とマンションの参加者同士で活発な意見交換が行われました。
- 今後もこのような図上訓練を形を変えて継続して実施したい、との意見もありました。

避難所運営ゲーム(HUG)とは

避難者の状況が書かれたカードを、避難所に見立てた平面図に配置しながら、避難所運営を疑似体験するゲームです。



合同防災訓練

申請決定

合同打合せ

事前レクチャー
(防災講話)

合同防災訓練

振り返り

「合同防災訓練」

■概要

合同防災訓練は、町会・自治会とマンション管理組合等の住民が参加しました。町会・自治会や管理組合等の意見を聞き取り、多くの人に参加いただけるよう工夫をしました。訓練メニューは、町会・自治会及びマンションのつながり構築に有効であり、参加者にとって有意義な内容となるよう、必須訓練とその他訓練を組み合わせ実施しました。

////////// 訓練内容 //////////

- [必須訓練] 炊き出し訓練 AED訓練 携帯トイレの使い方 日常備蓄の方法
- [推奨訓練] 初期消火訓練 防災街歩き訓練
- [その他訓練] 起震車、煙体験ハウス、蹴破り訓練など(町会・自治会から希望があれば実施)



炊き出し訓練

アルファ化米を使用して、災害発生時にどのように食べられる状態に戻すか、学びます。



必須訓練



AED訓練

消防署と連携し、AEDの使い方を実際に体験しながら学びます。



携帯トイレの使い方

自宅のトイレや段ボールトイレを使った簡易トイレの使用方法を学びます。



日常備蓄の方法

「防災備蓄ナビ」を活用して、備蓄品やローリングストックの方法について学びます。



■AED訓練、初期消火訓練、防災街歩き訓練、起震車訓練、煙体験ハウスなどは、区市町村や消防署の協力を得て実施しました。



初期消火訓練

消防署と連携し、消火器や
消防施設(スタンドパイプ)の使い方を学びます。



推奨訓練



防災街歩き訓練

災害発生時に危険となる場所や物、災害時の緊急避難所のほか、災害救助に役立つ施設や防災資源を発掘します。



こんな訓練も行いました

蹴破り訓練



マンションの
ベランダ仕切り板を
実際に蹴破り、
避難する方法を
学びます。



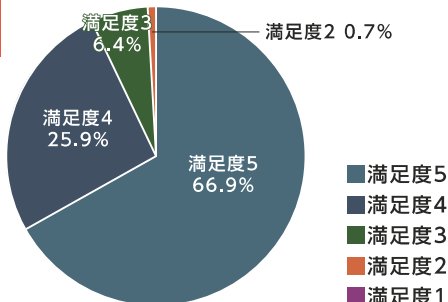
告知チラシを
作成してPR

訓練内容や
スケジュールを記載した
周知チラシを作成し、
参加を働きかけました。



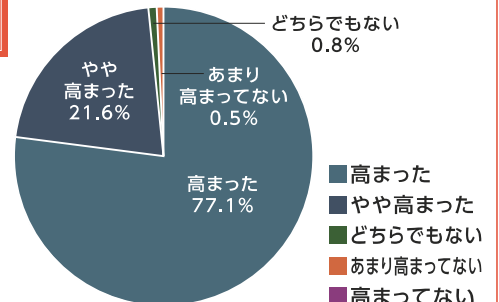
【アンケート結果】 双方の住民で、防災意識やつながることについて意識が高まりました。

満足度



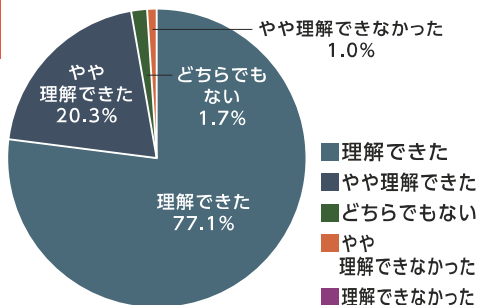
評価5~4で、92.8%の評価となっている

防災意識の
高まり



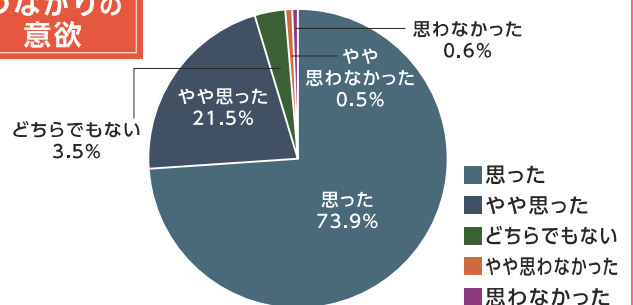
98.7%が防災意識が高まったとなっている

つながりの
理解



97.4%がつながりの必要性・重要性を理解している

つながりの
意欲



95.4%がつながりを持ちたいと思っている

参加者の声

- 住民同士の協力が大事だと感じた
- 今回だけでなく、継続していきたい

振り返り

申請決定

合同打合せ

事前レクチャー
(防災講話)

合同防災訓練

振り返り

「振り返り」

■ 概要

振り返りは、防災訓練の実施結果を踏まえ、町会・自治会とマンションがつながりを継続していくために何ができるか、具体的に話し合いました。

次年度に向けた検討・議論

振り返りでは、合同防災訓練の継続と、町会・自治会とマンションのつながり強化策について、活発に議論を行いました。

～次年度の合同防災訓練実施に向けて～

「もっと子どもを呼び込み、大人の参加者を増やしたい」など、今回の反省を活かして次年度も実施しようという意見ができました。また、初期消火訓練に向けてスタンドパイプの購入を決定するなど、具体的なアクションにつながった町会もありました。

[次年度訓練の具体案]

- 子どもが体験できる「起震車・はしご車・煙体験ハウス」など、大掛かりな訓練の実施
- マンションと協力した屋上訓練 ●水害訓練 など

[活動の認知拡大]

- 実施レポートを作成しマンション全戸へ配布 ●SNSを活用したPR など

～つながり強化の取組について～

防災訓練以外にも、町会・自治会とマンションのできる取組はないか、話し合いました。

[交流促進と連携強化]

- 町会・自治会とマンションで組織した夜回りパトロールの実施
- マンション管理組合内に「防災会」の新設を検討
- 定期的な集まりでの情報共有 ●地元名所を巡る合同街歩きの実施 など

東京都の支援事業

「町会・マンション みんなで防災訓練」でつくったつながりを継続するための支援事業があります。

地域の底力発展事業助成

地域活動の担い手である町会・自治会の皆さんが行う地域の課題を解決するための取組を推進し、「地域力」の向上を図る事業に対して、助成を行っています。

対象

東京都内に所在する、区市町村において町会・自治会として登録・把握されている団体

申請期間 年4回

具体的なスケジュールは、HPをご覧ください。

問合せ先

地域の底力発展事業助成 電話相談窓口 TEL.03-5388-3166 東京都 都民生活部 地域活動推進課 地域活動支援担当

実施事業例

町会がマンション管理組合などの地域団体と連携して実施する防災訓練 など



詳しくはこちら

東京防災学習セミナー

大災害へ備えるには、一人一人が自らを守る「自助」だけではなく、住民で協力して地域を守る「共助」の意識も大切です。本セミナーでは、地域コミュニティの防災力向上を推進するため、防災専門家を派遣し、セミナーやグループワークを行います。

対象

都内の地域コミュニティ
(町会・自治会・自主防災組織・マンション管理組合など)

講義内容

様々なコースをご用意しておりますので、地域の課題やニーズに合わせて、コースをお選びください。

実施方式

対面方式、または動画配信・DVDレンタル方式

コース例

●コンサルティングコース

防災コンサルタントを最大2回派遣、地域防災のお悩み解決に向けたコンサルティングを実施

●マンション防災コース

自主防災組織・管理組合等の備え など



詳しくはこちら

東京とどまるマンション

防災マニュアルの策定や備蓄などに取り組むことにより、災害時でも自宅での生活を継続しやすいマンションの情報を登録、公表しています。

対象

都内にある分譲マンションの管理組合、賃貸マンションの所有者

注意事項

耐震性を有し、所定の防災の取組を行った、登録基準を満たす共同住宅が対象

問合せ先

公益財団法人
東京都防災・建築まちづくりセンター
TEL.03-5937-1173

支援制度

「東京とどまるマンション」に登録しているマンションを対象に、様々な補助や支援制度があります。

- 防災備蓄資器材の購入
- 非常用電源(蓄電池・発電機)の設置
- 非常用電源確保に係る浸水対策
- エレベーター閉じ込め防止対策(リスタート運転機能等)
- マンホールトイレの整備
- 太陽光発電設備・V2Xの設置
- 備蓄倉庫の導入
- 給排水管点検調査の専門家派遣



詳しくはこちら



葛飾区 東新小岩7丁目町会

連携先マンション

- ①コスモ新小岩Ⅱ管理組合
- ②ライオンズマンション新小岩第10管理組合

世帯数

【町会】1,040世帯【マンション】①23世帯、②37世帯

インタビュー:竹本会長、川島副会長

「マンションとのつながりのきっかけに」

【実施内容】

令和6年

- 12月22日(日) 第1回合同打合せ

令和7年

- 1月26日(日) 第2回合同打合せ
事前レクチャー
- 2月23日(日) 合同防災訓練
- 3月16日(日) 振り返り

【特徴】

町会：メディアによる取材を積極的に活用し、町会活動PRに力を入れている

地域：海抜ゼロメートル地帯。地域の防災意識は高い

1 申請したきっかけを教えてください。

葛飾区から、本事業の紹介がありました。町会として、マンションとのつながりを模索している中で、よいきっかけだと思い、申請しました。

毎年、町会で防災訓練を実施していますが、参加者が限定的です。広く参加してもらうためには、マンションとの連携が効果的だと考えました。

2 どのような訓練を実施しましたか？

8つの訓練を実施しました。「避難所生活の展示」は、葛飾区に展示品を準備していただきました。「日常備蓄の方法」や「携帯トイレの使い方」について反響が大きかったです。特に、トイレが大変だという意識が希薄でしたが、訓練でしっかりと意識してもらうことができよかったですと思います。また、「可動式ポンプ訓練」を実施しましたが、参加者からは、「町会はこんな大変なことをやっているんだと実感した」などの声をいただき、深い理解につながったと思います。



可動式ポンプ

[合同防災訓練]

- 日 時：令和7年2月23日(日) 10:00～12:00
- 場 所：葛飾区立二上小学校
- 参加人数：町会66名、マンション34名
- 訓練内容：○炊き出し訓練、AED訓練、簡易トイレ
日常備蓄
○初期消火訓練、可動式ポンプの放水
○起震車体験、避難所生活の展示



起震車体験

3 マンションとの連携で 大きな課題はありましたか？

マンションからは「マンションに自治会があるので、なぜ町会に入らなくてはいけないのか」という声が多く聞こえました。

町会とマンションが密な関係性を持つためには、「町会で何ができるか」「マンションで何ができるか」を双方で考えることが大事だと考えています。

4 訓練を実施することでマンションと どのようなつながりができましたか？

当初、マンション役員の顔が分かりませんでした。が、本事業の実施により顔見知りになることができました。

5 今後に向けた改善点はありますか？

「外国人との関係づくり」を検討していきたいです。多言語対応を行うなど、みんなに町会に加入していただきたいと考えています。

また、災害時のペットについても考えていきたいです。町会内の獣医も巻き込んでいきたいです。空き家も多く、問題視しています。葛飾区とも連携していきたいです。

6 マンションとのつながりを強化して いくため、今後どのような取組を 行っていますか？

同じ地区に居住しているので、継続した関係性をつくっていきたい。マンションに対しては「町会に対応可能なこと」をPRしていきたいです。また、防災訓練だけでなく福祉や行事などでも一緒に検討するなど、複合的な関係性をつくっていききたいです。

～事業を振り返って～

町会がマンションと関係を深めるきっかけになったのは間違いありません。このチャンスを活かし、マンションとの関係を継続して深めていきたいです。



振り返り



文京区 本郷弓一町会

連携先マンション

- ①パークハウス楠郷臺管理組合
- ②プラウド本郷ヒルトップ管理組合

世帯数

【町会】1,500世帯【マンション】①58世帯、②90世帯

インタビュー:中山会長、岩田常任理事

「マンションが多く 戸建てが少ない地域の特性を活かして」

【実施内容】

令和6年

- 9月14日(土) 第1回合同打合せ
- 10月5日(土) 第2回合同打合せ
事前レクチャー
- 11月2日(土) 合同防災訓練
- 11月23日(土) 振り返り

【特徴】

町会：避難所運営協議会や防災関連事業など積極的に防災の取組を実施

地域：戸建てよりもマンションが多い。地主系のマンションが多く、新築マンションも増加

1 申請したきっかけを教えてください。

都の「東京防災学習セミナー」で防災講師派遣事業を活用した際、本事業の紹介があり、申請しました。

毎年、町会が実施している防災訓練の参加者が固定化していることもあって、マンションから新規参加者を獲得するために、申請しました。

2 どのような訓練を実施しましたか？

7つの訓練を実施しました。当町会は、マンションが非常に多く、訓練実施場所のスペースが限られてしまう問題がありました。

その中で、スペースを取らずに体験可能な「蹴破り体験」を実施しましたが、非常に実践的でした。

また、街歩き訓練では、参加者同士が知っている道を歩くことで、コミュニケーションをとる機会が多くあり、効果的でした。



蹴破り訓練

[合同防災訓練]

- 日 時：令和6年11月2日(土) 13:00～15:00
- 場 所：町会会館、プラウド本郷ヒルトップ他
- 参加人数：町会5名、マンション7名
- 訓練内容：○炊き出し訓練、AED訓練、簡易トイレ
日常備蓄
○防災街歩き訓練(マンホール消火栓説明)
○蹴破り体験、
マンション内消火栓放水訓練



防災街歩き訓練

**3 マンションとの連携で
大きな課題はありましたか？**

地主の方がマンションを建てる場合もあり、古いお付き合いのあるマンションもある一方、新築のマンションも増えており、いかに町会に取り込めるかが課題でした。特に、賃貸マンションの方は地域とのつながりが希薄だと感じています。顔見知りではないマンションとの連携は非常に困難でした。

また、外国人が非常に増えてきました。小学生の1割が中国人で、日本語が話せません。言語問題も課題となっています。

**4 訓練を実施することでマンションと
どのようなつながりができましたか？**

合同打合せでの顔合わせがきっかけで、町会役員とマンション理事(合計9名)で、グループLINEをつくることができました。避難所運営協議会に参加した際の議事録や入手した情報を発信して、積極的に活用しています。

5 今後に向けた改善点はありますか？

今回は合同防災訓練を実施することが目的でしたが、次回は、グループLINEを上手に活用して、つながりを深めていきたいと考えています。また、当エリアはマンションが多く、戸建てが少ないため、この地域ならではの特性を活かして進めていきたいと考えています。

**6 マンションとのつながりを強化して
いくため、今後どのような取組を
行っていますか？**

今後も次々と新築の大型マンションができており、より、マンションとのつながり創出が課題となっています。

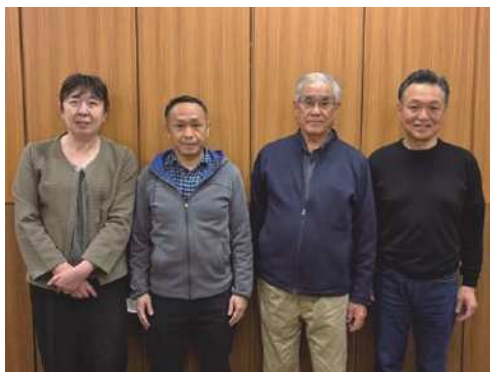
SNSや町会催事での声掛けを行うなどして、積極的なつながり構築を図ってまいります。

～事業を振り返って～

事業を通じて、町会とマンションがつながるきっかけができたと思っています。より一層高めていくために、関係性を大事にしていきたいです。



振り返り



中央区 湊二丁目町会

連携先マンション

- ①パークシティ中央湊ザタワー管理組合
- ②パークシティ中央湊ザレジデンス管理組合
- ③シティタワー銀座東

世帯数【町会】117世帯他集合住宅16

【マンション】①416世帯、②30世帯、③492世帯

インタビュー:和泉防災部長

「大規模マンションとのつながりづくり」

【実施内容】

令和6年

- 11月21日(木) 第1回合同打合せ
- 12月15日(日) 第2回合同打合せ
事前レクチャー

令和7年

- 1月19日(日) 合同防災訓練
- 2月12日(水) 振り返り

【特徴】

町会：お祭りや縁日など多くの催事を実施。大規模マンションと連携して、町会加入者を増やしていきたい

地域：高層マンションや大規模マンションが多い

1 申請したきっかけを教えてください。

湊二丁目町会内には世帯数の多いマンションがあります。町会で防災訓練などを活動を行う中で、このような大きなマンションと一緒に取り組みを行いたいと考え、申請しました。

2 どのような訓練を実施しましたか？

7つの訓練を実施しました。スタンドパイプの訓練は、消防署と協力して行いました。放水訓練は実践的で、非常によかったと思います。多くの親子連れにも参加いただき、よかったです。



スタンドパイプ訓練



防災街歩き

[合同防災訓練]

- 日 時：令和7年1月19日(日) 10:00～12:00
- 場 所：中央区立鉄砲洲児童公園
- 参加人数：町会13名、マンション64名
- 訓練内容：○炊き出し訓練、AED訓練、簡易トイレ
日常備蓄
○スタンドパイプ、防災街歩き訓練
(消火栓・マンホールトイレ確認)
○蹴破り体験



蹴破り訓練

**3 マンションとの連携で
大きな課題はありましたか？**

町会とマンションの関係性はある程度できています。ただ、町会活動への参加率が課題です。湊二丁目町会には約3,000人の住民がおり、町会加入をしてもらっていますが活動への参加や協力者が少ない状況です。また、マンションには防災担当がいるマンションといないマンションがあります。防災担当がいないマンションとの調整は難しいと思います。さらに、マンションから「町会費を払っているのにマンションに何もしてくれない」という意見もありました。町会でやっている行事の告知や広報が足りないと感じています。

**4 訓練を実施することでマンションと
どのようなつながりができましたか？**

本事業をきっかけに、町会行事の告知ができたのではないかと思います。町会とマンションのつながるきっかけとしては、祭りや縁日が多いと思います。1つの行事を行うと、数人が町会へ加入してくれます。行事を継続して町会加入者を増やしていきたいと考えています。

5 今後に向けた改善点はありますか？

町会行事への参加者が固定化しているので、新たな方に参加していただきたいです。本事業を通じ、参加者同士が顔見知りの関係となり、つながりができるように進めていきたいです。

**6 マンションとのつながりを強化して
いくため、今後どのような取組を
行っていくますか？**

日々の行事を通じて、マンションの住民とのつながりが持てるよう、努力していきたいです。町会活動の運営には、住まいの形態に関わらず、どなたでも気軽に参加できる環境づくりをしていきたいと思っています。告知はSNSを強化していきたいです。5人の広報部で、YouTubeのチャンネルを運営しています。

～事業を振り返って～

新しいことは、誰かが「やりましょう」というきっかけがないと、なかなかできません。本事業のように、東京都が声をあげていただき、非常に良かったと思います。



振り返り



[お問い合わせ先]

東京都生活文化局 都民生活部 地域活動推進課 地域活動支援担当
 住 所：〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
 メール：S1161202@section.metro.tokyo.jp

事業の詳細はホームページをご覧ください



町会・マンションみんなで防災訓練

詳細はこちら

令和8年3月 東京都発行 (7) 47号

リサイクル適性 (A)
 この印刷物は、印刷用の紙へ
 リサイクルできます。

R30
 再生ペーパー配合率60%以上紙を使用